

障害のある人の地域生活を支えるサービスについて

— 長野市『森と木』の実践から —

岸 田 隆*

I. はじめに

昭和35年の精神薄弱者福祉法制定以後、我が国でも知的障害のある人への福祉サービスの基盤整備が進められてきましたが、その中心は利用者収容型の入所施設でありました。一方、「完全参加と平等」をスローガンにした昭和56年の国際障害者年を契機に、「ノーマライゼーション」という考えが我が国でも徐々に知られるようになってきました。しかし、「障害のある人の普通の生活の保障」と同時に「障害のある人も障害のない人も共に暮らせる社会こそノーマルな社会である」という社会変革を求めたノーマライゼーション思潮の広がりや、障害のある人自身の地域生活や自立生活の願いとは裏腹に、我が国では、少なくとも平成15年頃まで、毎年50箇所近い数の入所施設（知的障害者入所更生施設）が建設され続けてきました。障害のある人の家族のいわゆる「親亡き後の保障」が入所施設建設を後押ししてきたことも否定できないでしょう。このように、あるべき姿を表した理念とわが国の現実の政策には大きなギャップがあったわけです。若かった私たちは、なんとかそのギャップを埋め、理想をカタチにしていこうと平成6年4月に「家族支援センターワンズハウス」を開設しました。

II. レスパイトサービス

家族支援センターワンズハウスは、築50年を超えようかという古い民家（写真1）を借りて、専従スタッフ1名と学生や主婦を中心とした数名のボランティアで、有償の福祉サービスを始めたのです。レスパイトサービスというサービスです。レスパイトサービスとは障害のある人と共に暮らす家族を介護等から一時的に解放しリフレッシュしていただくという目的のサービスですが、逆の視点で捉えると、家族の都合に左右されずに障害のある人の生活を創ることができるということ



写真1

〔*社会福祉法人ながの障害者生活支援協会総括センター長〕

が言えます。例えば、親の急病によって親が子どもを学校へ送迎することができなくなり子どもが学校を休まなければならないということが障害のある子どもの家庭にはありました。そのような時、一時的に介護を代行、ここでは学校への送迎を行うことにより、子どもが通常通りに学校に通うことができるわけです。家族自身が行っている支援を代行するわけですから、そのサービスの内容は非常に幅広いものです。先ほど申し上げた学校の送迎などの移送サービス、放課後活動の支援、余暇支援、ヘルパーの派遣、場合によっては就労支援のような内容もありました。

レスパイトサービスを始めた頃、サービスが有料であることと、「障害のある子を抱えた母であるにも関わらずサービスを利用している」と

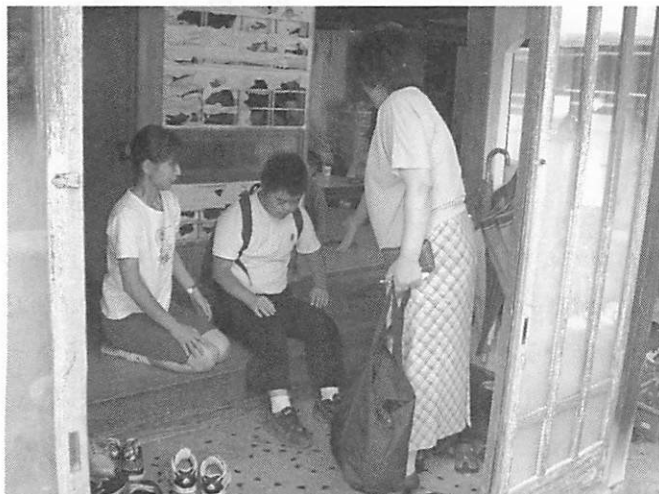


写真2

といった理由で、私たちが批判されたり、利用者の家族の方が批判されるということもありました。

これは利用者のお母さんが夕方ワンズハウスに向かえに来たときの様子です(写真2)。本当に古い建物で、障子がかかなり破れていますが、子ども達も遠慮なく破ってくれます。また、子ども達が帰った後は大きなねずみが我が物顔でうろうろしているような建物でした。結局この古い建物を使って様々なサービスを10年間行ってきたわけです。

Ⅲ. 地域で暮らすためのニーズ

私たちはレスパイトサービスという名前で様々な事業(サービス)を行ってきました。すでにレスパイトサービスというカテゴリーはとっくに越えていたと思います。ニーズに応じていくという私たちのサービスは、休日等の余暇支援からグループホーム等の住まいの確保、働く場づくりなど、いろいろに広がっていきました。

地域で暮らしていくためのニーズはこの他にも子どものための教育・保育、所得保障、医療などの支援に加えて、それらのサービスを使えるように支援していく相談支援、すべてのサービスや地域生活全般にわたる権利擁護の体制の整備などがあります。

しかし、私たちはこのような「サービス」いわゆるフォーマルなサービスを提供しながら、何か足りないと感じていました。それが、地域で暮らす障害のある人が社会や個人などとの「関係」をもっているかということです。友人関係、家族との関係、近隣との関係、恋愛関係などです。これらの「関係」がなければ「地域での豊かな自立生活」は実現しません。ただ、これはそれほど大それたものでもないのです。関係づくりというと、何か意図的に作っていくという作業が必要に思われるかもしれませんが、私の感覚では関係は「できていく」というように考えたほうが良いと感じています。「できていく」その機会を奪わないように私たちは注意する必要があると思うのです。入所施設で暮らしていくと関係をつくる機会がなくなり、地域で生きるための関係ができていく機会がなくなる。入所施設が批判されるべき点はここが大きいのではないのでしょうか。残念ながら入

所施設は「更生」を謳いながらも地域で暮らすためのトレーニングが構造的にできない仕組みになってしまっているのです。

IV. 法人の規模

私たちが現在取り組んでいる事業について概要を説明いたします。2007年度の事業ですが、通所施設が5箇所、自立訓練、就労移行支援、生活介護といった事業です。グループホームが10箇所あり、短期入所やホームヘルプも行っています。短期入所は2000万円くらいの規模で行っています。障害児サポート事業という長野市の独自のユニークな事業や、タイムケアという県の独自の事業もあります。児童デイサービス、相談事業、地域活動支援センターなど、全体で4億円くらいの事業規模の法人です。

私たちの組織は自立支援部門、就労支援部門、生活支援部門、相談支援部門、管理部門と5つの部門に分かれています。グループホームやタイムケアなど24時間対応のサービスがありますので、サービスマネジメントユニットを作り、ユニットの専任スタッフが毎日のスタッフの配置を計画して、24時間・365日カバーできる支援体制を作っています。

スタッフは現在、常勤・非常勤（パート・アルバイト）を含め大体100人くらいです。中小規模の社会福祉法人です。楽しく仕事をしていくためには、これより大きな規模になると厳しいかなと感じています。

V. 自立サポート森と木

私たちの法人の本部もある「自立サポート森の木」は、主に養護学校を卒業した人たちの社会体験の場という位置づけで自立訓練を行っています。障害者自立支援法になり「自立訓練」という事業が出てきましたが、私たちは平成8年度から「知的障害のある人の大学」をイメージして社会体験を活動の柱に据えた通所の施設を行ってきました。私たちには養護学校を卒業したあと「大学のような」モラトリアムの期間がほしいという思いがありましたので、4年制の共同作業所としてやってきました。平成15年度に法定施設の通所授産施設になり、平成18年からは障害者自立支援法の「自立訓練」として、「大学のような」というコンセプトを引き継いでやっています。

1. チャレンジ講座

自立サポート森と木にはチャレンジ講座という名前で様々な社会体験にチャレンジしていくというプログラムがあります。ただ、これは障害のない人にとっては何気ない日常の出来事かもしれませんが。例えば、住民票の取り方を実際に市役所に行き、市の職員に教えてもらいながら練習します。チャレンジ講座をやりはじめて、改めて障害のある人たちが、いかに通常の世界が不足しているかということに気づかされました。おそらく、障害のない人で通常の世界を生活しているほとんどの人は住民票を取ったことがあると思います。一方、知的障害の集団、私どもの施設の利用者の方に尋ねると、ほとんどの方が住民票をとったこともない、見たこともないということになるわけです。ここに大きなギャップがあります。他にも、社会見学のような雰囲気ですが県議会の傍聴に行ったり、郵便や宅急便で荷物を送ったりといった内容があります。けっして特別なことでは

